

国際分類第10版対応の作成にあたり

「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」に基づく国際分類が、世界知的所有権機関（W I P O）で開催された第21会期ニース国際分類専門家委員会（2010年11月）において、国際分類第10版へ改訂することが決定されました。

この国際分類の改訂に対応し、商品及び役務の区分に属する商品又は役務について規定する商標法施行規則別表の一部改正（平成23年経済産業省令第66号 平成23年12月5日公布）が行われたところであり、国際分類第10版に対応した改正部分が平成24年1月1日に施行されます。

また、商品及び役務の類否の判断は、我が国の商取引の実情、経済界の現状に即応すべきところ、近年の商取引の事情の急激な変化により、現行の「類似商品・役務審査基準」は必ずしも取引の事情に即応したものとはいえなくなっている現状にあります。

そして、「商標制度の在り方について」（平成18年2月 産業構造審議会知的財産政策部会報告書）等においても、現行の「類似商品・役務審査基準」について、経済の実態や取引の実情に合致したものに変更すべきとの要請もありました。

そこで、この度、省令別表の改正に対応し、かつ、商品及び役務の類否関係を経済の実態や取引の実情に合致したものとした「類似商品・役務審査基準」を〔国際分類第10版対応〕として作成することといたしました。

主な改正点は以下のとおりです。

(1) 国際分類の改訂に伴う区分の変更等について

- ① 「自動販売機」の区分を第9類から第7類に変更しました。
- ② 第5類、第16類及び第25類に分類されていた「おしめ」について、改正後は、用途・材質問わず第5類の商品として取り扱うこととしました。
- ③ 第29類及び第30類で採択されていた「いわゆる健康食品」について、「サプリメント」の商品表示とし、第5類の商品として取り扱うこととしました。

(2) 商品及び役務の類否関係を経済の実態や取引の実情に合致したものに変更しました。

(3) その他、国際分類の変更や常用漢字の改正等に対応して商品・役務に関する追加、削除、変更を行いました。

この「類似商品・役務審査基準」が商品又は役務に関する審査の円滑な運用に資することを望みます。

平成23年12月

特許庁審査業務部商標課長

林 栄 二